見直し対象業種等区分の抽出方法に関して

第2回総量規制基準専門委員会の資料6 総量規制基準見直しの進め方(案)における、「C値が一律排水基準の日最大値を上回っているもの」を見直し検討対象とする件について、以下のとおり検討を行った。

1. 事業場の測定状況から

- ◆汚濁負荷量の測定頻度は、日平均排水量が400m³以上の事業場では毎日の測定が義務づけられているが、それ以下の排水量規模の事業場は7日に1回、14日に1回、30日に1回となっている。
- ◆平成21年度の事業者報告によれば、自動測定している事業場数はCODで 22%、窒素で12%、りんで12%に過ぎなかった。
- ◆下図の例のような事業場があった場合、一律排水基準の日間平均も日最大 も基準を遵守しているにも係わらず、日間平均値を比較の対象とすると、 操業時間内には日間平均値を上回っている場合も多いと考えられる。
- ◆多くの事業場で連続測定がされておらず、日値といいつつ実質瞬間値である現状を考慮すると、日最大値を抽出条件とすることが適切であると考えられる。

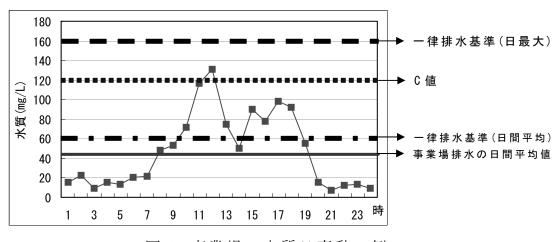


図1 事業場の水質日変動の例

2. 日間平均で見直す場合の影響から

◆一律排水基準の日間平均値、日最大値は以下のとおり定められている。

表 1 一律排水基準

項目	日間平均 (mg/L)	日最大 (mg/L)	
COD	1 2 0	1 6 0	
室 素	6 0	1 2 0	
りん	8	1 6	

◆仮に「C値が一律排水基準の日最大値を上回っているもの」を「C値が一 律排水基準の日間平均を上回っているもの」に変更した場合、見直し検討 対象業種等区分数は以下のとおりとなる。

表 2 見直し検討対象業種等区分の候補数

項目	東京湾・伊勢湾・大阪湾		瀬戸内海 (大阪湾除く)	
	日間平均	日最大	日間平均	日最大
COD	1 8	1 0	1 8	1 0
室 素	4 7	2 3	6 2	3 1
りん	1 5	9	2 5	9

(現行案) (現行案)

- ◆特に窒素に関しては、東京湾等で47業種、瀬戸内海で62業種もの数が 見直し検討対象となるとともに、東京湾に比べ瀬戸内海の見直し検討対象 数が大幅に増加する。
- ◆瀬戸内海においては、現状の水質を維持することが適切であるとされていることや、見直し検討対象を大きく広げることによる影響を考慮すれば、 見直し候補の抽出は日最大で行うことが適切であると考えられる。